



第 1 条(名称・所在地)

本スクールは、NPO 法人フオリクラッセ宮城(以下、当法人といふ。)が運営管理している A.C フオリクラッセ サッカースクール(以下、スクールといふ。)と称し、事務局を宮城県仙台市内に置く。

第 2 条(趣旨)

本スクールは、青少年の健全育成だけでなく、彼らの将来に大きな夢を与える環境の整備に寄与することを目的とする。また、スポーツの振興に寄与し、明るく豊かで活力ある地域社会の創出を目的とする。

第 3 条(構成)

本スクールは、保護者の同意を得た宮城県内の中学生により構成される。

第 4 条(活動)

1. 本スクールの活動期間は、原則として、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の 1 年間とする。日程は別途これを定めるが、諸事情により変更することがある。
2. 本スクールは、日本サッカー協会へのチーム・個人登録を行わない。
3. 本スクール活動中は、指定のウェアを購入し、着用すること。

第 5 条(入会資格・手続)

1. 本スクールに入会できる者は、心身ともに健康であり、保護者も本規約に準ずることを承諾し、本スクールが入会に適すると認めた者とする。また、所属登録チームがある場合、その責任者の承諾を得るものとする。
2. 本スクールに入会を希望する者は、所定の入会申込書等に必要事項を明記し、本スクールの承認を得た上で、入会金および申込月分の月謝を支払う。入会は随時受け付けるが、申込月のどの日に入会しても、その月の月謝は発生する。

第 6 条(欠格事由)

1. 健康に異常があり、活動を行うことが危険と、当法人が判断した方。
2. 暴力団関係者、薬物常用者、刺青をした方等。
3. 布教活動、勧誘活動を行う方。
4. その他法人が不適格と認めた方。

第 7 条(入会金・月謝)

1. 本スクールの入会金は、6,000 円とする。また、月謝は傷害保険料込の 4,000 円とする。
2. 入会申込時に、入会金および申込月分の月謝を支払う。
3. 月謝は、翌月分を前月 27 日までに、指定口座へ払い込む。その際に発生する金融機関手数料は、利用者が負担する。

第 8 条(入会金・月謝の不返還)

一旦納入した入会金および月謝は、理由の如何を問わず返還しない。

第 9 条(月謝未納)

正当な理由なく月謝を 3 ヶ月滞納した場合は「未納強制退会」とする。未納月謝の請求は退会後も納入するまで行う。

再度の請求にも関わらず未納月謝の支払いがない場合、法的手続きをとるものとする。

第 10 条(休会・退会)

休会、退会をする者は、原則として 2 週間前までにその旨を事務局へ申請し、休退会届を提出しなければならない。

休会は期間 3 ヶ月以内とし、これを越える場合は自然退会とし、会員資格を失うものとする。但し、特別な理由と認められる時はこの限りではない。

休会した月の月謝は発生しないが、月途中で休会する場合はその月の月謝は発生し、日割り計算はしないものとする。

第 11 条(通知義務)

住所、電話番号等、必要事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局まで報告しなければならない。

第 12 条(除名)

本スクールは、本規約に違反する者、また重大な過失により本スクールの名誉・活動を損なう等と判断された者を本スクールから除名できる。除名を決定する一切の権限は本スクールにあり、それに対しての異議申立てはできず、受け付けない。

第 13 条(保険)

本スクール生は入会と同時に、本スクールが指定する傷害保険に全員加入する。加入の手続きは本スクールが行う。

第 14 条(事故・怪我)

1. 活動中の不測の事故による傷害に対しての補償は、本スクール加入の傷害保険範囲内のものとし、その範囲を超える責任は一切負わないものとする。
2. 活動中の事故については、本スクールが応急処置を行うが、その後の処置については、保護者が責任を負うものとする。
3. 活動場所への移動往復中や活動前後の時間帯の事故・怪我については、保護者が責任を負うものとする。

第 15 条(免責)

本スクール生は、本スクールにおける盗難、障害、往復中、その他の事故について本スクールに対して何らかの賠償請求をすることはできず、本スクールも一切の賠償を行わないものとする。

第 16 条(中止)

雨天・会場不良等による中止の場合はスクール開始 1 時間前を目安に所定の方法で連絡する。急な天候変化・落雷等により開始直前、活動中に中止する場合がある。

第 17 条(休校・閉鎖)

本スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他スクールの継続が困難となる事由が生じた時には、無条件に休校、もしくは閉鎖することができる。

第 18 条(行動規範)

1. 日本国の刑法法規に抵触する行為を行ってはならない。
2. 本スクールの品位を著しく損なう言動および態度をとってはならない。
3. 本スクールの風紀を乱す行為を行ってはならない。
4. 本スクールのルールを守り、スタッフの指導に従うこと。
5. 学業を疎かにしないこと。
6. 常に弱者を支え、地域の規範となるよう行動すること。
7. 保護者や目上の方々に敬意をはらって行動すること。
8. 礼儀正しいあいさつや正しい言葉遣いに気を配ること。
9. 活動の欠席、遅刻、早退の場合は必ず連絡すること。

第 19 条(キッズゾーン)

本スクール生の保護者様は、次に掲げる約束をお願いします。

1. グラウンドでは子どもが主役。
2. 子どもの成長を第一に考える。
3. 指導方針や活動方針は本クラブに一任する。
(指導中は指導者が責任を持って指導する。)
4. 指導者・スクール・審判・仲間を尊敬する。
5. マナーやルールを守る。
6. 子どもの目の前(スクール会場)では喫煙しない。
7. 怒りにまかせて怒らない。
8. 子どもたちの良い見本となる。

第 20 条(その他)

入会時、申込書に記載された個人情報は本スクールの運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。本スクール活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は当法人に帰属するものとする。

これは本スクール広報活動や活動記録のために、当法人公式ホームページやその他の媒体、資料、取材などに使用されることがあります。ご入会に際し予めご了承ください。

第 21 条(附則)

本スクールは必要に応じて隨時、本規約を改正することができるとともに、本規約に定めのない事項については細則に定めることができる。

第 22 条(施行)

本規約を 2018 年 4 月 1 日より施行する。

【傷害保険概要】

公益財団法人スポーツ安全協会 スポーツ安全保険

通院保険金: 怪我で通院の場合、通院日数1日につき 1,500 円
(事故の日から 180 日以内で 30 日を限度とする)

入院保険金: 怪我で入院の場合、1 日につき 4,000 円(事故の日から 180 日以内)

後遺障害保険金: 事故の日から 180 日以内にその怪我が原因で後遺障害が生じた時、最高 3,000 万円

死亡保険金: 事故の日から 180 日以内にその怪我のため死亡された時、2,000 万円

* 補償の範囲は以上の通りですが、これ以上の補償を必要とされる方は個人で保険にご加入ください。